

**「令和6年度学生の県内就職促進プログラム運営業務」  
企画提案に係る仕様書**

**1 委託業務の名称**

令和6年度学生の県内就職促進プログラム運営業務

**2 実施主体**

宮城県（以下、「発注者」という。）

**3 委託期間**

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

**4 委託業務の目的**

本県では、20代の転出超過が顕著であり、男女ともに大学等への入学時に転入し就職等のため県外へ転出する傾向がある。また、今後、就職を迎える10代から20代前半の若者世代は、これまでの世代とは異なる価値観を持ち、平等性や多様性を当たり前と捉え、趣味を重視するほか、就職活動においては、インターネットやインターンシップにより短期間で多くの企業情報を獲得し、エントリー企業を絞り込む等「タイパ（タイムパフォーマンス）」を重視する傾向が見られる。

本業務では、インターンシップを未実施またはインターンの受入経験が浅い県内の中小企業等を中心とした、受入体制の整備からインターンシップの実施、内定までの一貫した伴走支援を実施するほか、県内及び首都圏等の大学等に在籍する学生を対象に、多くの県内企業を一度に理解する機会を提供するパッケージ型インターンシップを実施することで、県内企業における若年層の採用力向上及び定着促進、加えて県外からの誘引を推進する。

**5 委託業務の構成**

本業務は以下の2事業にて構成される。

- (1) Z世代推し事（お仕事）はかどるプロジェクト…8（1）、（2）及び（5）ロに定める業務
- (2) みやぎで就活応援プロジェクト…8（3）、（4）及び（5）イに定める業務

**6 関係機関との連携**

- (1) みやぎジョブカフェ

県が設置するみやぎ若年者就職支援センター（通称みやぎジョブカフェ）及び同東京サテライトは、若者の県内定着及び県内企業の人材確保を図ることを目的として設置する施設であり、本事業と密接に関連する事業であることから、双方の事業効果を最大限発揮できるよう、以下により連携を図ること。

イ みやぎジョブカフェでは、関連事業の受託者間の情報共有及び進捗管理のため、発注者主催により月1回程度定例会議を実施しており、本業務受託者は本会議において、業務実績と今後予定しているイベント等の報告を行うこと。

ロ イベント開催に当たっては、開催時期や内容等の調整を行うほか、インターンシップ参加者に

みやぎジョブカフェの利用案内を行うなど学生の相互誘導を図ること。

ハ その他、双方の事業効果を最大化できるような具体的な連携について提案すること。

## (2) 県内大学及び協定締結校

本業務を実施するに当たり、アンケートやヒアリングにより十分な情報交換のもと実施時期や実施内容の調整を行うとともに、効果的な事業展開に向け連携を図ること。

(3) その他、宮城労働局、ハローワークをはじめ学生を対象とした人材確保支援実施機関と連携し、効果的に事業を展開すること。

## 7 履行場所

宮城県内及び首都圏等

## 8 委託業務の内容

次の(1)から(6)までに掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含むものとする。

### (1) 企業向け支援

支援対象の企業は、宮城県内に活動拠点(本社又は営業所等)を有し、若年層の採用・職場定着、インターンシップの実施に意欲のある企業とし、ハの対象企業については、その半数程度が仙台市外に活動拠点を置く企業となるよう、発注者と受託者が協議の上選定する。

企業向け支援の実施に当たっては、現代の若者の価値観に対する認識を広めるとともに、価値観に対応した企業の転換が必要であることを周知できるよう配慮すること。

#### イ 相談窓口の設置

来所、電話、ホームページ等により人材確保や職場環境改善等に関する相談を随時受付

#### ロ 人材確保・職場定着等に関するセミナーの開催

現代の若者の就職に対する価値観等が企業に伝わるよう配慮した上で、下記のようなセミナーを5回程度実施すること。

なお、対面式での実施に加えて、オンラインでのセミナー配信を行うなど、企業が参加しやすい実施手法に配慮すること。

#### ○参考事例

##### 【採用に関するセミナー】

- ・経営者・人事担当者向け採用力向上のためのセミナー
- ・経営者・人事担当者向け就活生理解のためのセミナー
- ・経営者・人事担当者向け採用に繋がるインターンシップ実践のためのセミナー
- ・人事担当者向け課題共有ワークショップ

##### 【職場定着に関するセミナー】

- ・経営者・人事担当者向け職場定着率向上のためのセミナー
- ・経営者・人事担当者向け職場環境改善のためのセミナー
- ・管理者・リーダー向け新入社員等の育成のためのセミナー
- ・新入社員・若手社員向けモチベーション向上に繋がるセミナー

#### ハ 企業訪問による相談対応及び専門家派遣によるコンサルティング

(3) イをはじめ、効果的なインターンシップの実施に向け、20社程度を対象に企業訪問や

専門家派遣による個別支援を1社当たり3回程度実施すること。また、支援を受けた企業同士で意見交換等を行うことができるワークショップを3回程度開催することとし、内容や開催時期は発注者と協議の上、決定すること。

## ニ 県内企業の人材確保、新入社員等の早期離職防止に資するその他の取組

### ○参考事例

- ・ 中小企業における採用計画の策定支援
- ・ 採用・定着等に関する成功事例の作成やホームページ等での公開

## (2) 学生向け支援

支援対象は、主に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の学生及び卒業後3年以内の者（以下「学生等」という）とすること。

なお、本業務の目的を達成するために必要と認められる場合には、このほかの学生を対象とすることができる。

### イ インターンシップ周知イベント

(3) イの内容や宮城県で働く魅力を宮城県内及び首都圏の大学に在籍する学生等に説明する機会を設けるためのイベントを開催する。

(イ) 1回又は2回実施することとし、学生等が参加しやすく、訴求力を高めることができる方法について提案すること。

(ロ) 開催日については、発注者と協議の上、決定すること。

(ハ) (3) イに参加する企業が、学生等に対して説明・相談できる内容とすること。例えば、企業ごとのブース等を設けることを想定しているが、効果的な手法について提案すること。

(ニ) 参加学生は県内外の学生等とし、計150人以上を参加させるものとする。また、ホームページ、SNS、DM、学校訪問等の手法により広く周知し、集客を図るものとする。

(ホ) イベント終了後も学生等が閲覧できるよう録画やSNS投稿の作成等を行うことにより、実施内容の周知を図ること。

## (3) インターンシップの実施

県内及び首都圏等の大学等に在籍する学生等を対象に、宮城県での就職を考える契機とできるようなインターンシップを実施する。

### イ パッケージ型インターンシップの実施

多くの県内企業を一度に理解する機会を提供することができる、1社当たり概ね半日から1日のプログラムを複数組み合わせたインターンシップを5コース程度開催する。

(イ) 対象企業は、原則(1)ハの対象企業のうち希望する企業又は発注者にて指定した企業計20社程度で、各コース4社程度参加させることとするが、発注者と協議の上、決定すること。

(ロ) 開催時期は、学生が参加しやすい長期休暇とし、1コース当たり3日間での実施を想定しているが、発注者と協議の上、決定すること。

(ハ) 各回10名程度、計50名以上の学生を参加させることとするが、そのうち首都圏等県外の大学等に在籍する学生が約半数程度となるよう必要な周知、関係事業・機関との連携を行うこと。

なお、主な対象は2026年卒の学生等とするが、それ以外の学生等の参加を拒むものではない。

(ニ) 受託者は、参加予定の学生等に対して各コースの行程例を教示するほか、受入先での注意事項等の事前説明等、学生等が円滑にインターンシップに参加できるようサポートをする。  
また、インターンシップ後学生等の宮城県での就職意欲を向上させるような取組について提案すること。

(ホ) 開催にあたっては、受託者が、傷害保険及び損害賠償保険について学生のために加入するとともに、必要に応じて現場に同行し、円滑にインターンシップが実施できるよう学生・企業双方のサポートをする。

(ヘ) パッケージ型インターンシップ実施に当たっての留意点

- ① 各コースで業種、職種をはじめ、学生の興味を惹くことができる、関連性を持たせたテーマを設定すること。
- ② 各コースにおける受入企業が、仙台市内に偏ることがないように1コース内に必ず仙台市外の企業を設定するなど工夫すること。
- ③ パッケージ型インターンシップ実施期間中、参加学生は宮城県内の自宅又は仙台駅付近に滞在し、各日滞在先から受入先へ移動することを想定しているが、その費用負担については、下表のとおりとし、詳細については参加企業決定後に受託者と発注者にて協議の上、決定する。

項目	説明	費用負担
実施期間中の宿泊	参加学生各自が必要に応じて、仙台駅周辺のホテル等を予約し、宿泊する。	発注者が学生へ補助
仙台市内受入先への移動	参加学生各自が受託者の示した行程を参考に移動する。	発注者が学生へ補助
仙台市外受入先への移動	参加学生全員で受託者にて確保した移動手段（バス・タクシー等）で移動する。	受託者が委託料の範囲内で実施

ロ 自社インターンシップへのマッチングコーディネート

企業が独自で実施するインターンシップへ学生等の参加を誘導する。

(イ) 対象企業は、(1) ハの対象企業又は(3) イ参加企業とする。

(ロ) 実施時期は(3) イの実施後を想定しているが、発注者と協議の上、決定すること。

(ハ) コーディネートにあたっては、ホームページでの内容紹介や申込バナーの掲載などを想定しているが、より効果的な手法について提案すること。

(4) パッケージ型インターンシップ利用時の交通費等への補助金申請の審査

パッケージ型インターンシップ期間中及び宮城県外に居住する学生等がパッケージ型インターンシップ参加のために来県する交通費及び宿泊費は県が補助を行うが、受託者においては以下により、審査業務を実施し、取りまとめた申請書類についてはパッケージ型インターンシップ実施から1か月以内に発注者に引き渡すこと。なお様式等の必要書類や詳細な審査内容については、契約後に指示するものとする。

- ① パッケージ型インターンシップ参加者への制度説明、申請様式の提供
- ② 申請者から提出された交付申請書類を受付
- ③ 県が示す補助要綱や受託者が把握する実施状況と申請書類記載内容との照合作業

④ ③の結果、申請内容に補正が必要な場合の参加者への指示

(5) マッチング支援

県内外の学生等がインターンシップ情報及び県内企業の情報等を得られるよう、次に掲げるマッチングの場を設ける。

イ 合同企業説明会又は業界研究セミナーの実施

(イ) 1回実施することとし、開催にあたっては会場規模・アクセスの良さなど利便性を考慮して会場を決定すること。

(ロ) 参加企業は宮城県内に就業場所を有しており、参加学生の採用に当たり宮城県内での就業を前提としている企業とし、(1)ハの対象企業20社程度に加え、発注者が選定した60社程度を参加させるものとする。

(ハ) 150人以上の学生等を参加させるものとし、ホームページ、SNS、DM、学校訪問等の手法により広く周知し、集客を図るものとする。

(ニ) 開催日については、発注者と協議の上、決定すること。

(ホ) アイスブレイクや参加企業の紹介を含めることで、学生等の参加しやすい雰囲気を醸成するほか、(1)ハの対象企業については特設ブースを設ける等差別化を図るものとする。

ロ 学生と先輩社員との交流イベントの実施

県内外の学生等と県内企業で働く若手社員との座談会や、学生等と若手社員が参加する、就職活動に関するワークショップ等の交流イベントを実施する。

なお、交流イベントに参加する若手社員は、原則として開催の都度異なる企業から選出すること。

(イ) 5回程度実施することとし、対面開催とオンライン開催を行うなど、参加しやすい実施方法を検討すること。

(ロ) 参加企業は若者の採用・職場定着に意欲のある県内企業とし、原則(1)ハの対象企業等を各回5社程度参加させるものとする。

(ハ) 各回10人以上の学生等を参加させるものとし、ホームページ、SNS、DM、学校訪問等の手法により広く周知し、集客を図るものとする。

(ニ) 開催日については、発注者と協議の上、決定すること。

(6) 事業の周知

イ 学生向け周知

本事業をPRするため、学生等に訴求力のある愛称を発注者と協議の上決定し、チラシやホームページ等の作成のほか、SNSによる発信や関係機関との連携により、学生等の県内定着及び県外からの誘引という本業務の目的に照らし効果的に事業を周知すること。

なお、ホームページやSNS等での情報発信においては、事業内各種イベントの周知だけでなく、宮城県で暮らすことの魅力等についても訴求すること。

ロ 企業向け周知

(1)への参加企業の募集にあたっては、経済団体・産業支援団体等と連携しながら県内各圏域の企業の参加を募ることとし、周知の手法については、発注者と協議の上決定することとするが、効果的な手法について提案すること。

## 9 委託業務の達成目標

発注者が想定する、当該業務に係る最低限必要な事業達成目標は以下のとおりとするが、これを超える実現可能な目標を設定し、その根拠とともに提案すること。

- |   |         |
|---|---------|
| (1) セミナー参加企業数（実数）                               | 60社以上   |
| (2) パッケージ型インターンシップへの参加学生数（実数）                   | 50人以上   |
| (3) パッケージ型インターンシップ参加学生の県内企業エントリー数 <sup>※1</sup> | 25人以上   |
| (4) 支援企業におけるインターンシップ受け入れ学生数 <sup>※2</sup>       | 300人以上  |
| (5) 支援企業における新規大卒者等採用者数 <sup>※3</sup>            | 150人以上  |
| (6) 支援企業における新規大卒者等の1年以内離職率 <sup>※4</sup>        | 10.0%以下 |

※1 8（3）イに参加した学生等のうち、令和7年3月1日以降に就職情報サイト等を通して宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有する企業にエントリーした数を測定するものとし、エントリー企業の本事業への参加の有無は問わない。

※2 8（1）ハの対象企業が令和6年4月1日以降にインターンシップの受入れを行った学生数を測定するものとし、8（3）ロ以外から受け入れた学生等も対象とする。

※3 令和6年4月1日以降に内定を出した新規大卒者等を測定するものとし、当該内定者である新規大卒者等の本事業への参加の有無は問わない。

※4 令和6年4月1日以降に入社した者を対象に、令和7年3月31日時点の離職率を測定するものとする。

## 10 委託業務の実施体制

### (1) 各種専門スタッフの確保及び派遣

企業や新入社員等の様々な課題に応じ、要望に応えられるよう、採用、職場定着及び女性活躍、職場環境改善に係る課題解決に必要な知識と指導能力を有する人選、また各種イベントの実施を円滑かつ効果的に進めるために必要な知識等を有する人選を行うこと。

### (2) 事務スタッフの配置

本業務の進行管理・運営に係る事務スタッフを受注者において1人以上配置する。

## 11 注意事項

### (1) 就職・採用活動のスケジュール等について

国等が就職・採用活動に関する要請（「2025年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」等）を行った場合には、その内容を遵守すること。

### (2) セミナー等の講師及び会場について

セミナーの講師及び会場については、企画提案内容を基本とするが、県と協議し決定する。

### (3) インターンシップ周知イベント、合同企業説明会、座談会等の会場について

会場については、企画提案内容を基本とするが、県と協議し決定する。

### (4) 進捗状況の報告等について

受託事業者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。

### (5) 事業費について

本業務については、その一部を国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して行うため、その要領等に基づくほか、次の事項を遵守すること。

イ 5に定める業務はそれぞれ財源が異なるため、事業実施に当たっては、各業務を以下の金額の

範囲内（それぞれ消費税及び地方消費税含む）で実施すること。また、会計帳簿類については下記（イ）と（ロ）に分けて保管すること。

（イ） 5（1）に定める業務 30,214,800円

（ロ） 5（2）に定める業務 13,149,400円

（6）委託契約書に定めのない事項について

受託事業者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。

## 1.2 秘密及び個人情報の保持

（1）秘密の保持

受託事業者は、本業務で知り得た秘密を保持しなければならない。業務終了後も同様とする。

（2）個人情報の取扱い

受託事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

## 1.3 その他

（1）受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由若しくは本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。

（2）受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。

（3）本業務は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。

（4）本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続を進めているものであるため、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続の中止や契約の解除を行う。